

令和6年分「定期報告書」の提出 をお願いします！！

家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、家畜の所有者又は飼養管理者は毎年 **2月1日時点の飼養状況** について家畜保健衛生所に報告する義務があります。

【定期報告の概要】

◆届出の対象家畜

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚(ミニブタ、イノブタを含む)、いのしし、馬

鶏等： 鶏(ウコッケイ、チャボを含む)、あひる(マガモ、ガチョウ、アイガモ、フランスガモ)、
うずら(ヨーロッパウズラ)、きじ(ヤマドリ)、だちょう(エミュー)、ほろほろ鳥、七面鳥

◆報告事項

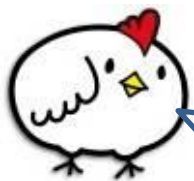
1. 基本情報 (1) 家畜の所有者および管理者の氏名又は名称および住所
(2) 農場(飼養場所)の名称および住所
(3) 家畜の種類および頭羽数 など
2. 飼養衛生管理基準の遵守状況
3. 添付書類 (1) 農場の平面図
(2) 家畜の飼養密度
(3) 埋却地の確保状況、など
(様式変更のため、**新様式で作成をお願いします**)

※ただし、少数飼育の方は上記1のみ提出をお願いします。2および3は不要です


※提出期限について

令和6年4月15日(鶏等は令和6年6月15日)となっておりますが、

令和6年2月28日までの提出にご協力をお願いします。



【提出は持ち込みまたは郵送で】

届出場所：  岐阜県中央家畜保健衛生所
〒501-1112 岐阜市柳戸1-1

ご不明な点がございましたら、岐阜県中央家畜保健衛生所までお問い合わせください。

岐阜県中央家畜保健衛生所 **TEL:058-201-0530** FAX:058-201-0531